

令和6年度原子力総合防災訓練

訓練実施要領

令和7年2月

内閣府（原子力防災担当）

第1節 令和6年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

令和6年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年 2月14日（金）14:00～18:15頃

2月15日（土）8:30～17:30頃

2月16日（日）8:30～17:00頃

（現地実地訓練は現地計画による）

3 対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 川内原子力発電所

4 実施場所

東京都

首相官邸、内閣府本府、原子力規制庁ERC等

鹿児島県

鹿児島県原子力防災センター（以下「OFC」という。）、鹿児島県庁、薩摩川内市役所、いちき串木野市役所、阿久根市役所、鹿児島市役所、出水市役所、日置市役所、姶良市役所、さつま町役場、長島町役場、枕崎市役所、指宿市役所、垂水市役所、曾於市役所、霧島市役所、南さつま市役所、南九州市役所、伊佐市役所、湧水町役場等

その他

九州電力株式会社本社、川内原子力発電所、熊本県庁、熊本県水俣市役所、熊本県芦北町役場、熊本県津奈木町役場等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

九州管区警察局鹿児島県情報通信部、総務省九州総合通信局、国土交通省九州地方整備局、国土交通省九州運輸局、国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台、海上保安庁(第十管区海上保安本部、串木野海上保安部)、陸上自衛隊(陸上総隊、西部方面総監部、自衛隊鹿児島地方協力本部等)、海上自衛隊(自衛艦隊、佐世保地方総監部等)、航空自衛隊(航空総隊、西部航空方面隊、航空支援集団等) 川内原子力規制事務所 等

5.3 地方公共団体等

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、枕崎市、指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、南さつま市、南九州市、伊佐市、湧水町、熊本県、熊本県水俣市、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、埼玉県警察、警視庁、鹿児島県警察 等

5.4 指定公共機関等

西日本高速道路株式会社九州支社、九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社、西日本電信電話株式会社鹿児島支店、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本原子力発電株式会社 等

5.5 指定地方公共機関等

株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社エフエム鹿児島、株式会社鹿児島讀賣テレビ、国立大学法人 鹿児島大学病院、済生会川内病院、公益社団法人鹿児島県薬剤師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会、公益社団法人鹿児島県バス協会、株式会社南日本新聞社、肥薩おれんじ鉄道株式会社 等

5.6 原子力事業者

九州電力株式会社

5.7 その他

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会、一般社団法人鹿児島県タクシー協会 等

(5 参加機関 は、訓練実施要領作成時点のもの)

5.8 訓練参加機関等

参加機関 294 機関
人数 約4,820人

[内訳] 指定行政機関等	26	機関	約490人
指定地方行政機関等	28	機関	約340人
地方公共団体等	88	機関	約1,950人
指定公共機関等	10	機関	約50人
指定地方公共機関等	20	機関	約20人
原子力事業者	12	機関	約400人
その他関係機関	110	機関	約270人
避難・一時移転等参加住民数			約1,300人

(令和7年1月14日時点 参加登録等集計値)

6 実施概要

6.1 原子力緊急事態の想定に関する事項

鹿児島県薩摩半島西方沖を震源とした地震が発生する。これにより、定格熱出力一定運転中の川内原子力発電所1号機及び2号機の原子炉が自動停止する。さらには、1号機において設備の故障が重なり、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

6.2 訓練内容

訓練目的を踏まえ、原子力事業所周辺における地震等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生を想定し、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練までを、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本社）等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力利用省庁執務室、鹿児島県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織と連携した情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）内の住民の避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施する。
- ④ 住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、2月14日（金）14:00に開始し、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を行い、2月16日（日）17:00頃に終了とする（現地実地訓練は現地計画による）。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。なお、訓練評価は、訓練参加者による自己評価及び外部評価（評価員、外部専門家）により実施する。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時対応や各種計画、マニュアルの検討・改善等を行う。

8 その他

実際の災害の発生又は警報発表などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止又は一部変更等を行う。

第2節 訓練細部実施要領

1 本部等運営に関する訓練項目

1.1 原子力災害対策本部等の運営

1.1.1 訓練概要

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う

1.1.2 参加機関

内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

1.1.3 訓練内容

(1) 首相官邸・内閣府本府

首相官邸・内閣府本府に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施に係る意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、首相官邸、OFC及び関係地方公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) ERC

ERCに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、首相官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した内容の現地本部への伝達等を行う。また、広報業務については、指定された広報官による報道対応訓練（模擬記者会見）、国際業務については、IAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関するERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

(3) 原子力被災者生活支援チーム

原子力利用省庁に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種対応業務を行う。全面緊急事態の発生に備え、原子力被災者生活支援チーム設置等に関する準備を行うとともに、各拠点の機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、被災住民に対する支援施策の実施に向けた検討等を行う。

1.2 県災害対策本部等運営

1.2.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC、OFC等との間で継続的な情報共有を図る

1.2.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町 等

1.2.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合や九州電力株式会社から警戒事態該当事象の発生連絡を受けたときに防災活動の強力な推進を行うとともに、災害対策本部を設置・運営する。

また、OFCに要員等を派遣するとともに、テレビ会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。

1.3 県現地災害対策本部等運営

1.3.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、テレビ会議システム等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

1.3.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町 等

1.3.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、OFCに現地災害対策本部等を設置し、その運営等を行うとともに、N I S S等を活用し、本部との情報共有等を実施する。

1.4 オフサイトセンター運営

1.4.1 訓練概要

OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。

1.4.2 参加機関

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（九州電力株式会社） 等

1.4.3 訓練内容

(1) OFCの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後も、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。また、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

2 その他訓練項目

2.1 緊急時対応要員参集

2.1.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

2.1.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者（九州電力株式会社）等

2.1.3 訓練内容

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することになっている各組織に所属する緊急時対応要員は、参集及び初動体制の確立を行う。

また、内閣府副大臣（原子力防災担当）等の現地への派遣に係る下記のような調整等を行う。

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を九州電力（株）本社（原子力施設事態即応センター）へ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官、担当職員等をOFCへ派遣する（実際の移動は要素訓練として行う）。また、原子力規制庁担当職員を九州電力（株）本社（原子力施設事態即応センター）へ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のある移動計画の作成に留意する。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、自衛隊に対する緊急モニタリング支援や避難の救助等の支援活動を目的とした部隊等の派遣を要請する。

2.2 緊急時通信連絡

2.2.1 訓練概要

各拠点・関係機関の間で定められた通信連絡を行うとともに、現地の活動や避難状況について、ヘリコプターからの映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

2.2.2 参加機関

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者（九州電力株式会社）等

2.2.3 訓練内容

原子力事業者通報内容や、原子力災害合同対策協議会で決定した応急対策の内容について、関係機関とメールやFAX、テレビ会議システム等により通信連絡を行うとともに、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図る。

2.3 国、地方公共団体、実動組織等の連携

2.3.1 訓練概要

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の中で、事態の進展に応じて迅速な情報収集及び共有、必要な連絡調整等を行うとともに、孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を実施する。

2.3.2 参加機関

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者（九州電力株式会社）等

2.3.3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の各段階において、各機関・各拠点間での情報共有、連絡調整等を行う。特に、OFCに設けられる実動組織や事業者の緊急時対策所と現地本部等との間における情報共有、連絡調整、対応方針検討、意思決定などを適時適切に実施する。また、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時における孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を行う。

2.4 緊急時モニタリング

2.4.1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、航空機モニタリングを含めた緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

2.4.2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、鹿児島県、原子力事業者（九州電力株式会社）、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

2.4.3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

鹿児島県において環境放射線チームを設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の立ち上げ準備を開始するとともに、鹿児島県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

(2) 施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、鹿児島県及び原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。また、UPZ内外（鹿児島県内）を対象とした有人・無人航空機モニタリングを、併せて実施する。

2.5 PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

2.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、住民への広報活動、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ確認等を実施する。

2.5.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市 等

2.5.3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、自然災害の対応にも留意しつつ、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、自然災害の対応にも留意しつつ、国、地方公共団体、関係機関との調整により、被災状況を踏まえた避難先の調整を行い、避難手段が定まり次第、受入可能な避難先への避難及び避難者の受入れ等を実施する。また、避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設等に移動を開始する。

2.6 PAZ内の住民避難

2.6.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ内の住民について、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行うとともに、避難等を実施する。避難の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を実施する。また、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。

2.6.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市 等

2.6.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、PAZ内の一般住民について、自然災害の対応にも留意しつつ、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行った上で、受入可能な避難先への避難及び避難者の受入れ等を行う。また、避難住民の受入業務の円滑化を図るため、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受付を行う。

2.7 UPZ内住民の屋内退避

2.7.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の住民等への広報活動、各機関の情報伝達を行い、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、避難所等における住民等の屋内退避を実施する。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

2.7.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町 等

2.7.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の自宅等において屋内退避を実施する。なお、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、近隣の避難所等での屋内退避を実施する。また、屋内退避の意義等に関する広報等を行う。

2.8 UPZ内一部住民の一時移転

2.8.1 訓練概要

OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、住民等への広報活動等を行い、県内のUPZ外への一時移転を実施する。一時移転の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を併せて実施する。また、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。

(住民等参加の一時移転訓練は、主に要素訓練(シナリオと異なる時間軸を想定)として行い、一時移転に係る住民防護措置等の検討に係る訓練はブラインド訓練として行う)。

2.8.2 参加機関

内閣府、原子力規制庁 等

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町 等

2.8.3 訓練内容

(1) U P Z内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた一時集合場所に集合し、手配されたバス等に乗車して、地震被害を踏まえて調整された県内の避難先に向けて一時移転を実施する。また、避難住民の受入業務の円滑化を図るため、原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務を行う。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査等場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

2.9 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

2.9.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、O I L 2の判断に基づく、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

2.9.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町 等

2.9.3 訓練内容

2.8の訓練実施時に、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布（模擬）を行う。

2.10 避難退域時検査・簡易除染

2.10.1 訓練概要

O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。また、原子力防災アプリを活用し、避難退域時検査業務の円滑化を図る。

2.10.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、始良市、九州電力株式会社、陸上自衛隊、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 等

2.10.3 訓練内容

2.8の訓練実施時に、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

2.11 原子力災害医療

2.11.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施する。E R C、O F C及び県災害対策本部間で原子力災害医療派遣チームの派遣調整について情報共有を行う。

2.11.2 参加機関

内閣府、鹿児島県、長崎大学 等

2.11.3 訓練内容

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、E R Cチーム医療班は関係地方公共団体に対し、国が備蓄する安定ヨウ素剤の受け入れの要否及び輸送先の確認を行う。施設敷地緊急事態に事態進展した際は、E R Cチーム医療班は内閣府に対し、受け入れ要請のあった関係地方公共団体へ、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送実施を要請する。内閣府は要請を受けて輸送を実施し、輸送先において受け渡し作業を実施する。

県災害対策本部から原子力災害医療・総合支援センター（長崎大学）へ原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、原子力災害医療・総合支援センターは派遣調整結果について、県災害対策本部、E R C、O F C間で情報共有を行う。

2.12 物資調達・供給

2.12.1 訓練概要

避難所等における物資需要を把握し、食料・水等の調達・供給を行う。

2.12.2 参加機関

鹿児島県、薩摩川内市、阿久根市、日置市、公益社団法人鹿児島県トラック協会 等

2.12.3 訓練内容

避難所等における物資需要を把握し、食料・水等の備蓄物資を搬送する。

2.13 交通規制・警戒警備

2.13.1 訓練概要

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

2.13.2 参加機関

鹿児島県警察、第十管区海上保安本部 等

2.13.3 訓練内容

(1) 交通規制等

住民避難実施時に交通整理・誘導対策等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

3 原子力事業者が参加主体となる訓練

3.1 対策本部運営訓練

3.1.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所（緊急時対策所）に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターとE R Cとの間で継続的な情報共有を図る。

3.1.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会 等

3.1.3 訓練内容

川内原子力発電所緊急時対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、川内原子力発電所緊急時対策本部、原子力施設事態即応センター及びE R C間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム（E R S S）やテレビ会議システム等により行う。

3.2 通報連絡訓練

3.2.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

3.2.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町 等

3.2.3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等に基づき作成された通報文及び応急措置の実施及び概要を記載した原災法第25条規定に基づき作成された報告文について、社内外関係機関へのF A Xによる一斉送信、着信確認等を行う。

3.3 警備・避難誘導訓練

3.3.1 訓練概要

発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

3.3.2 参加機関

九州電力株式会社 等

3.3.3 訓練内容

発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導するとともに、発電所敷地内への立入制限を行う。

3.4 原子力災害医療訓練

3.4.1 訓練概要

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請を行う。

3.4.2 参加機関

鹿児島県、九州電力株式会社、公益財団法人原子力安全研究協会 等

3.4.3 訓練内容

川内原子力発電所1号機及び2号機での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等の応急措置を発電所構内で実施した後、原子力災害医療協力機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態発生後、関係機関に医療関係者の派遣を要請し、発電所構内で傷病者の措置等を行う。

3.5 事故収束訓練

3.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

3.5.2 参加機関

九州電力株式会社

3.5.3 訓練内容

事故拡大防止措置として、可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入準備を行う。

3.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

3.6.1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター等との情報共有を行う。

3.6.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会、陸上自衛隊 等

3.6.3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点（薩摩川内市湯田用地等）の設置・運営を行うとともに、原子力施設事態即応センター等との情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との情報連携を行う。

また、陸上自衛隊と連携した原子力事業所災害対策支援拠点用資機材及び要員のヘリ空輸訓練を行う。

3.7 原子力事業者支援連携訓練

3.7.1 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めにに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援組織から提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

3.7.2 参加機関

九州電力株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター

3.7.3 訓練内容

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定に基づき、他の原子力事業者への情報連絡、資機材提供・要員派遣協力に関わる情報提供・支援要請の連絡を行う。また、原子力緊急事態支援組織の基本協定に基づき、美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、遠隔操作資機材の発災発電所への搬送連携等を行う。

さらに、他事業者の電源車と連携した電源供給に伴うケーブル敷設準備を行う。

3.8 緊急時モニタリング訓練

3.8.1 訓練概要

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果を対策本部へ連絡する。

3.8.2 参加機関

九州電力株式会社

3.8.3 訓練内容

発電所対策本部からの指示に基づく発電所敷地内の必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備、放射線量率等の測定及び対策本部への連絡がなされることを確認する。

4 個別の要素訓練等

各機関等が、3の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。